

児童扶養手当受給相当の所得水準に係る所得額の算出方法

1. 控除後の所得額の算出について

◆所得額(A)から控除額(B)と一律控除額(8万円)を除いて、控除後の所得額(C)を算出します。
(この金額を「2.児童扶養手当の所得制限限度額について」(下表)の額と比較します。)

所得額(A)		控除額(B)		一律 控除額		控除後の 所得額(C)
次の所得額の合計 ・総所得(※1) ・退職所得 ・山林所得 ・土地等に係る事業所得等 ・長期譲渡所得(分離課税) ・短期譲渡所得(分離課税) ・先物取引に係る雑所得等 ・条約適用利子等 ・条約適用配当等 ・養育費(※3)の80%	—	次の控除額の合計 ・雑損控除額 ・医療費控除額 ・小規模企業共済等掛金控除額 ・配偶者特別控除 ・障害者控除27万円(特別40万円) ・ひとり親控除35万円 ※ただし、母又は父の場合適用なし。 ・寡婦控除27万円 ※ただし、母の場合適用なし ・勤労学生控除27万円	—	8万円	=	控除後の所得額

※1 総所得とは、給与所得(※2)、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得の合計額です。
なお、給与所得又は雑所得(公的年金等に係るものに限る)を有する場合、その合計額から10万円を控除した金額を用います。

※2 給与所得とは、給与支払額ではありません。源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」欄の金額です。

※3 養育費とは、請求者が父又は母の場合、児童の母又は父からその児童の養育に必要な費用の支払いとして受ける金品等で、その8割の額を所得に含めます。

2. 児童扶養手当の所得制限限度額について

◆「所得制限限度額」は所得申告時に申告されている扶養親族等の人数によって異なります。
下表の「扶養親族等の数(税法上の人数)」欄に対応する所得制限限度額をご確認ください。

扶養親族等の数 (税法上の人数)	請求者の所得制限限度額
0人	208万円 未満
1人	246万円
2人	284万円
3人以上	1人につき 38万円ずつ加算

※老人扶養親族または同一生計配偶者(70歳以上の者)がある場合は、該当者1人につき、上記限度額に10万円(配偶者、扶養義務者及び孤児等の養育者の場合は6万円(扶養親族等の全員が老人扶養親族の場合は1人を除く))、特定扶養親族・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は、1人につき、15万円が加算されます。

※例：控除後の所得額(C)が250万円で医療費控除額が5万円、扶養人数が1人の場合
250万円－15万円－8万円＝227万円
227万円＜246万円 となり、児童扶養手当受給相当の所得水準の世帯となります。